

○岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則

平成17年3月17日

市規則第96号

改正 平成19年1月18日市規則第54号

平成19年9月26日市規則第339号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例(平成17年市条例第86号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定する特定工作物は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項で定める第一種特定工作物とする。

2 条例第2条第1号イの規則で定める建築物の新築は、住宅であつて、かつ、5戸未満であるものとする。

3 条例第2条第1号ウの規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる土地改良事業又は耕作者が耕作の目的で行う通常の管理上必要な事業

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画に基づく森林の経営又は管理を行うために必要な事業

(3) その他農林業振興のため、法律に基づき行う事業又は国若しくは地方公共団体の助成を受けて行う事業

第3条 削除

(届出及び協議)

第4条 条例第4条第1項に規定する開発事業の届出は、開発事業届出書(様式第1号)によるものとし、同項に規定する協議に関しては、開発事業協議書(様式第2号)により、別表第2の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業者は、開発事業をしようとする土地が農地である場合は、転用申請を行う前に市長に協議するものとする。

(変更の届出及び協議)

第5条 条例第5条の規定により次に掲げる事項について開発事業の変更をしようとする事業者は、開発事業変更届出書(様式第3号)及び開発事業変更協議書(様式第4号)に別表第2の関係書類(変更に係るもの)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業区域の位置，区域及び面積
- (2) 開発事業を行う土地の利用目的
- (3) 事業区域において予定される建物その他工作物の種類及び規模
- (4) 工事の設計

2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる軽易な変更については，変更の届出及び協議は要しない。

- (1) 工事の実施に関し，通常必要と認められる軽易な変更
- (2) その他安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽易な変更
(開発事業の届出受理)

第6条 市長は，条例第4条第1項の規定により協議のあった開発事業について協議が整ったときは，開発事業届出受理書(様式第5号)を，条例第5条の規定により変更協議のあった開発事業について協議が整ったときは，開発事業変更届出受理書(様式第6号)を開発事業を実施しようとする事業者若しくは変更しようとする事業者に交付する。

(工事着手等の届出)

第7条 開発事業の届出及び協議をした事業者は，次の表の左欄に掲げる区分により，当該右欄に掲げる書類をその事由が生じた日から1週間以内に市長に提出しなければならない。

区分	提出書類
(1) 工事の着手又は完了	工事(着手・完了・時期変更・中止・再開)届(様式第7号)
(2) 工事の時期変更	
(3) 工事の中止又は再開	
(4) 工事の完成	工事完成届(様式第8号)
(5) 工事施行者の変更	工事施行者変更届(様式第9号)
(6) 工事の廃止	工事廃止届(様式第10号)

(工事の検査)

第8条 市長は，前条の工事の届出があった場合は，その工事が開発事業の届出の内容に適合しているかどうかについて検査することができる。

(技術的細目)

第9条 条例第6条に規定する実施基準の技術的細目は，別表第3に定めるとおりとする。

(適用除外団体)

第10条 条例第8条の規則で定める公団等は，次に掲げるものとする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学
共同利用機関法人
- (4) 岡山県住宅供給公社
- (5) 岡山県土地開発公社
- (6) 岡山市土地開発公社
- (7) 郵便事業株式会社。ただし、郵便事業株式会社法(平成17年法律第99号)第3条第1項
第1号に掲げる業務のために開発事業を行う場合に限る。

(身分証明書)

第11条 条例第10条第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

(審査会)

第12条 市長は、開発事業に関する事項を審査するため、岡山市都市計画区域外開発事業
審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会は、市長の委嘱する委員12名以内をもって組織する。
- 3 審査会には、委員の互選により会長及び副会長各1名を置く。
- 4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 審査会で指示・指摘された問題事項については、事案に応じそれぞれの担当課において
処理に当たる。
- 7 審査会の庶務は、事業区域を所管する支所の産業建設課で処理する。

(審査会の審査事項)

第13条 審査会は、条例第6条に規定する開発事業の実施基準に基づき、次の事項を審査す
るものとする。

(1) 総括事項

- ア 市振興計画及び土地利用計画との適応性
- イ 市又は県の地域開発計画への適応性
- ウ 既設又は計画されている公共事業及び補助事業との関連
- エ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法及びその他法令と
の関連
- オ 地域住民の福祉に対する貢献度

カ 市行政と事業計画との調整度合

(ア) 市との協議の状況

(イ) 地元住民との協議の状況

キ 事業者の信用度と実績

ク その他

(2) 施設

ア 道路

(ア) 事業開始後の交通量と安全対策

(イ) 既設道路との関連

(ウ) 新設道路の技術的事項とその帰属及び維持の方法

イ 排水及び用水

(ア) 排水系統と既設排水施設との関連

(イ) 排水施設の構造と浄化施設の検討

(ウ) 県及び市の水利計画への適合

(エ) 用水計画の適否の検討

水源, 取水地点, 取水量, 取水方法, 給水方法, 既得水利権者の同意

ウ 防災

(ア) 治山, 治水計画との関連

(イ) 防災計画の適否

(ウ) 消防計画の適否

エ 公害

(ア) 公害発生の有無とその対策

オ 環境衛生

(ア) 市の計画とその関連

(イ) し尿, ごみ処理計画とその適否

カ 上水道

キ 自然保護に関する事項

(ア) 緑化計画の適否

ク 景観保護と調和に関する事項

ケ 文化財保護に関する事項

コ 公共施設需要に関する事項

- (ア) 教育施設 幼稚園, 小中学校, 高等学校
- (イ) 福祉施設 保育園, 老人ホーム, その他
- (ウ) その他 公園, 緑地, 駐車場, 集会所等
- サ その他

第14条 条例及びこの規則に基づく市長の事務は, 事業区域を所管する支所の支所長に委任する。

第15条 この規則に定めるもののほか, この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は, 平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成19年市規則第54号)

この規則は, 平成19年1月22日から施行する。

附 則(平成19年市規則第339号)

この規則は, 平成19年10月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2(第4条, 第5条関係)

関係書類

書類・図面名	明示すべき事項(図面の縮尺)
資金計画書	様式第12号
同意書等	様式第13号
位置図	事業区域 (縮尺1/10,000及び1/2,500)
公図	開発区域内の公図の写し
面積求積図	開発区域の面積
土地利用計画図	開発区域の境界, 公共施設の位置及び形状, 予定建築物の敷地の形状, 敷地に係る予定建築物の用途並びに公益的施設の位置等 (縮尺1/1,000以上)
造成計画平面図	開発区域の境界, 切土又は盛土する土地の部分, がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置, 形状, 幅員及び勾配等 (縮尺1/1,000以内)
道路標準断面図	道路幅員, 道路側溝等の構造寸法及び材質, 道路設置前の地盤面等 (縮尺1/100以上)
造成計画断面図	がけの高さ, 勾配及び土質, 切土又は盛土をする前の地盤面並びにが

	け面の保護の方法，擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込コンクリートの寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁の設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法等(縮尺1/100以上)
建築図	建築物の平面図 (縮尺1/200以上) 建築物の構造図 (縮尺1/50以上)
造成計画図	造成業者名，造成の時期，材料，盛土等運搬方法及び経路
排水計画図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置，種類の構造図(材料，形状，内のり寸法)，勾配，水の流れの方向，吐口の位置及び放流先の名称等(縮尺1/1,000以上)
給水施設計画図	給水施設の位置，形状内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置等(縮尺1/1,000以内)
公害防止計画図	工場等で公害発生のあるものは，この計画書のほかに公害防止確約書を提出
寄附申出書	道路，施設等を市に寄附申出する場合
その他	市長が必要と認める書類等
<p>※ 備考</p> <p>土地利用計画図，造成計画平面図，排水施設計画図，給水施設計画図はまとめて図示してもよい。ただし，わかりにくい場合を除く。</p> <p>開発区域内道路を市に公衆用道路として寄附する場合は，市道認定基準に基づく構造とすること。</p>	

別表第3(第9条関係)

開発事業技術的細目

岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則(平成17年市規則第96号)

第9条関係

1 道路に関する技術基準

- ① 予定建築物等の用途等に応じて有効幅員は6m以上が望ましい。ただし，小区間で通行上支障がない場合は4m以上でもよい。

「小区間で通行上支障がない場合」とは，その道路の延長が120m以下であり，かつ，その利用がおおむね当該道路に面する敷地の居住者等に限られる場合で，戸建住

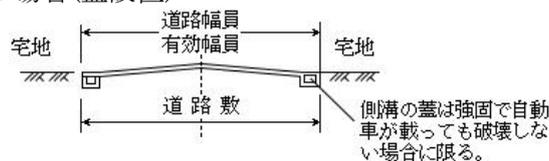
宅の標準的な区画街路であること。

- ② 道路幅員のとり方は別図1によることとし、幅員4mの道路にあつては、有効4mを確保すること。(電柱等は有効幅員外に設置)
- ③ 道路の縦断勾配が、12%以下であり、かつ、階段状ではないものであること。
- ④ 道路の曲線半径、袋路状とする道路、舗装、歩道等は都市計画法に基づく技術基準に準ずる。
- ⑤ 道路が同一面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には角地に別表1に掲げる長さ以上のすみ切りを設け、その部分を道路の部分とすること。ただし、すみ切りの部分に既存の建築物、高い擁壁若しくは、がけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方のすみ切りを別表1に掲げる長さに各々1mを加えた長さにした場合は、この限りでない。(別表1、別図2)
- ⑥ 道路が同一面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所、内角が60度以下となる角地に設けるすみ切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2.8m以上とした三角形を含むものであること。(別図3の①)
- ⑦ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の道路から接続する場合のすみ切りと転回広場のとり方は、道路後退線からとする。(別図3の②)
- ⑧ その他道路に関する技術基準は、岡山県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)又は都市計画法に基づく技術基準に準ずる。

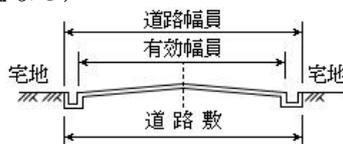
別図1

道路幅員のとり方は下図によることとし、幅員4mの道路にあつては、有効4mを確保(電柱等は有効幅員外に設置)すること。

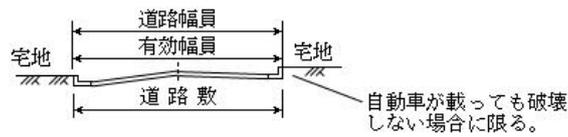
- ① U型側溝設置の場合(蓋設置)



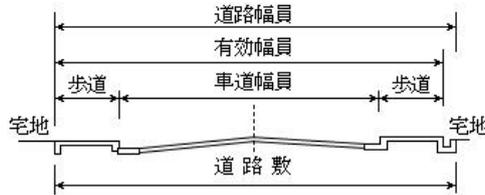
- ② U型側溝設置の場合(蓋なし)



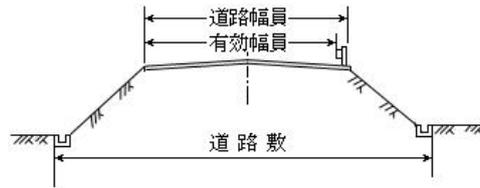
- ③ L型側溝設置の場合



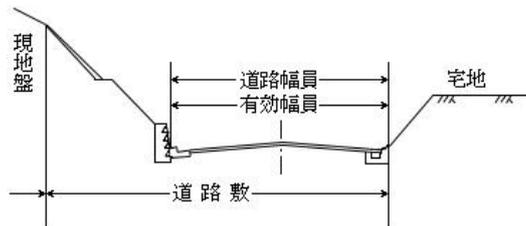
④ 歩車道分離の場合



⑤ 盛土の場合



⑥ 切土の場合



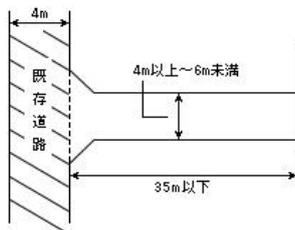
(注) 公共施設(道路)の範囲は道路敷までとする。

袋路状とする道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)は次の各号のいずれかに該当する場合にはできるものとする。

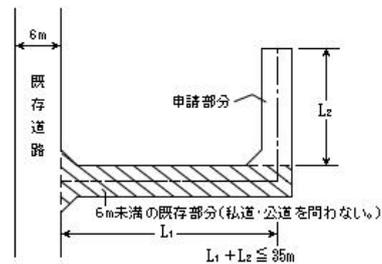
- ① 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続するまでの部分の延長を含む。)が、**35m以下**の場合。(図1)
- ② 延長が**35m**をこえる場合で終端及び区間**35m**以内ごとに基準(建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。(図2,3,4)
- ③ 幅員が**6m**以上の場合。(図5)

図1 延長**35m**以下の場合

(a)



(b)



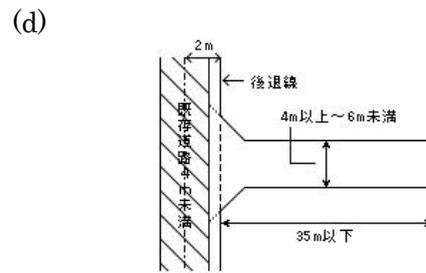
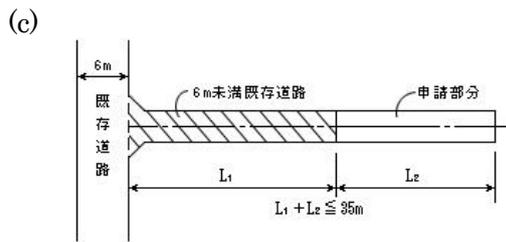


図2 中間に設ける転回広場

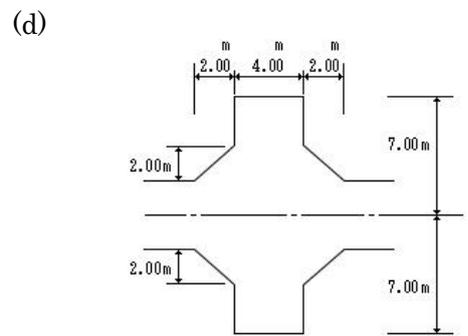
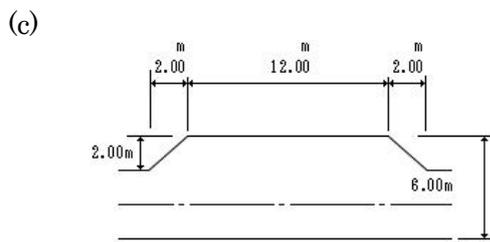
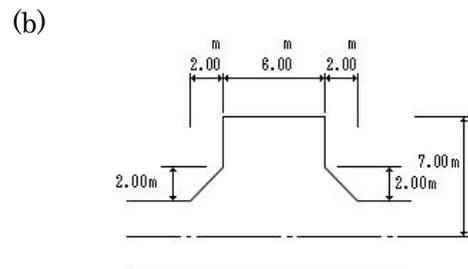
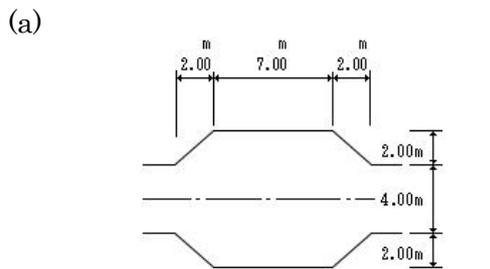
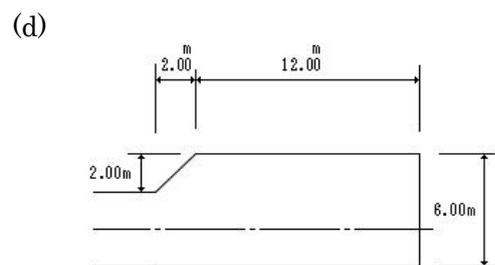
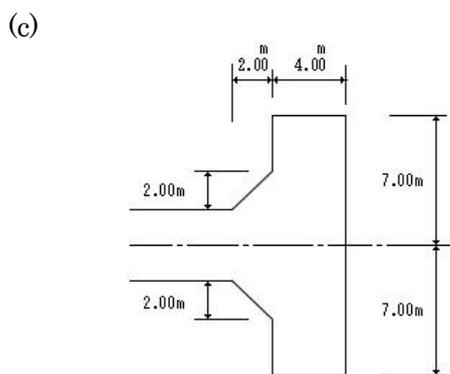
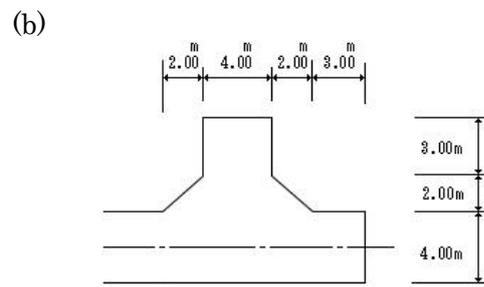
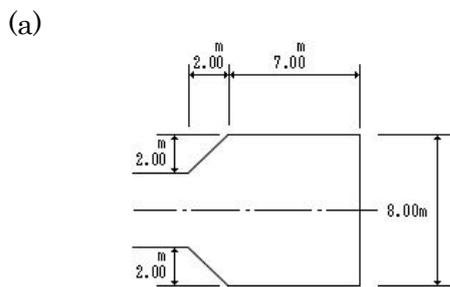


図3 終端に設ける転回広場



(e)

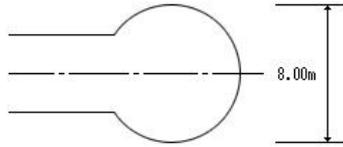


図4 転回広場の区間の測り方(l は35m以内とする)

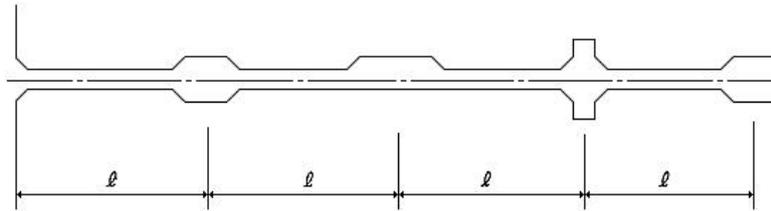
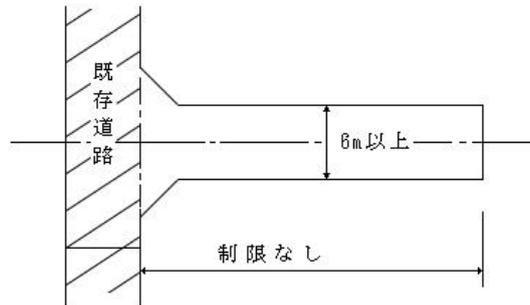


図5 幅員6m以上の場合



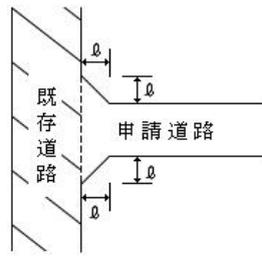
別表1

申請道路 \ 既存道路	4m	5m	6m
4m	2.0m	2.0m	2.0m
5m	2.0m	2.5m	2.5m
6m	2.0m	2.5m	3.0m

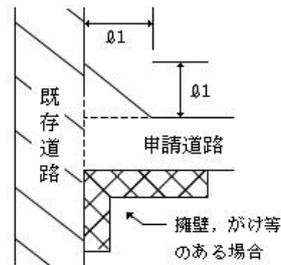
別図2

①

②



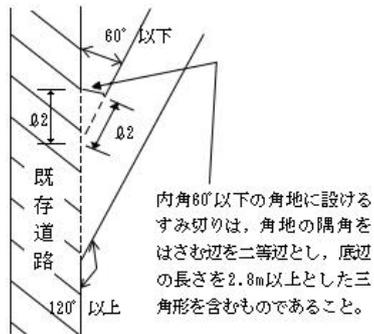
※ Δは別表1のすみ切りの長さ



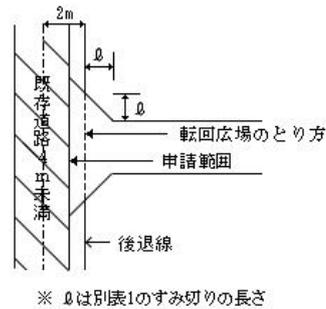
※ Δ1は別表1のすみ切りの長さに1mを加えた長さ

別図3

①



②



2 公園等(公園, 緑地, 広場)に関する技術基準

- ① 開発区域の面積が0.3ha以上の開発事業にあつては開発区域の中に、開発区域面積の3%以上の公園, 緑地又は広場が設けられていること。

ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が1つである場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がない場合は、この限りでない。

- ② 1箇所当たりの面積は、開発区域の面積が0.3ha以上1ha未満にあつては90m²以上とする。
- ③ 公園等の誘致距離は、岡山県県土保全条例に基づく技術基準に準ずる。
- ④ その他公園等に関する技術基準は、岡山県県土保全条例又は都市計画法に基づく技術基準に準ずる。

3 集会所等に関する技術基準

- ① 30区画以上の分譲宅地造成の開発事業を行うときは、区域内の住民が利用できる施設として、集会所等の設置に努めなければならない。
- ② その他の公共, 公益的施設等に関する技術基準は、岡山県県土保全条例又は都市計画法に基づく技術基準に準ずる。

4 排水施設等に関する技術基準

- ① 計画雨水量等は、岡山県県土保全条例の定める基準とする。
- ② その他排水施設等に関する技術基準は、岡山県県土保全条例又は都市計画法に基づく技術基準に準ずる。

(計画雨水量)

排水施設の設計に用いる計画雨水量は、次の算式により算定した値とすること。

算式

$$(A \times C \times I) / 360$$

算式の符号

A 当該排水施設に係る集水区域の面積(単位ヘクタール)

C 流出係数で、その値は、当該排水施設に係る集水区域の地山状態の種別に応じ、次の表の流出係数の欄に掲げる値とする。ただし、2以上の地山状態の種別が混在する場合は、それぞれの面積に応じた加重平均により算定した値とする。

地山状態の種類	流出係数
急しゅんな山地	0.75～0.90
三紀層山丘	0.70～0.80
起伏のある山林・樹林	0.50～0.75
平坦な耕地	0.45～0.60
かんがい中の水田	0.70～0.80
平地・小河川	0.45～0.75
裸地	0.80～1.00
草地	0.40～0.80

I 降雨強度で、当該排水施設に係る集水区域の面積に応じ、次の表の単位時間の欄に掲げる時間当たりの同表の10年確率降雨強度欄に掲げる値以上とする。

流域面積	単位時間	10年確率降雨強度		200年確率降雨強度	
		南部	北部	南部	北部
50ha以下	10分	120mm/h	130mm/h	220mm/h	230mm/h
50haを超え100ha以下	20分	100mm/h	110mm/h	180mm/h	190mm/h
100haを超え500ha	30分	80mm/h	80mm/h	160mm/h	160mm/h

以下					
----	--	--	--	--	--

(注)

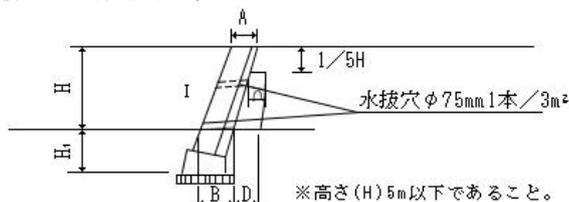
- 1 南部とは、岡山、東備、倉敷、井笠及び高梁の各地方振興局管内とし、北部とは、その他の地方振興局管内とする。
- 2 流路が整備された区域の降雨強度は、 t の値の算出根拠を明示して次式で算出することができる。

$$\text{南部}I=4,950/(t+30) \quad \text{北部}I=4,675/(t+25)$$

5 安全措置等に関する技術基準

安全措置等に関する技術基準は、岡山県県土保全条例又は都市計画法に基づく技術基準に準ずる。

練疲ブロック 積擁壁の構造(参考)



土質	擁壁	勾配(I)	高さ(H)	根入(H ₁)	天巾(A)	底巾(B)	栗上巾(C)	栗下巾(D)
・岩		(1 : 0.3)	2.0m以下	0.35	0.40	0.40	0.30	0.40
		70° ~75°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.50	0.30	0.40
・岩層		(1 : 0.4)	2.0以下	0.35	0.40	0.40	0.30	0.40
			2.0~3.0	0.45	0.40	0.45	0.30	0.40
			3.0~4.0	0.60	0.40	0.50	0.30	0.50
・砂利又は砂利交じり砂		(1 : 0.5)	2.0以下	0.35	0.40	0.40	0.30	0.40
			2.0~3.0	0.45	0.40	0.40	0.30	0.40
			3.0~4.0	0.60	0.40	0.45	0.30	0.50
			4.0~5.0	0.75	0.40	0.60	0.30	0.60
・真砂土		(1 : 0.3)	2.0以下	0.35	0.40	0.50	0.30	0.40
			70° ~75°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.70	0.30
・硬質粘土		(1 : 0.4)	2.0以下	0.35	0.40	0.45	0.30	0.40
・関東ローム		65° ~70°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.60	0.30	0.40

		3.0~4.0	0.60	0.40	0.75	0.30	0.50
・その他これらに類するもの	(1 : 0.5) 65°	2.0以下	0.35	0.40	0.40	0.30	0.40
		2.0~3.0	0.45	0.40	0.50	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.60	0.40	0.65	0.30	0.50
		4.0~5.0	0.75	0.40	0.80	0.30	0.60
・その他の土質	(1 : 0.3) 70° ~75°	2.0以下	0.45	0.70	0.85	0.30	0.40
		2.0~3.0	0.60	0.70	0.90	0.30	0.40
	(1 : 0.4) 65° ~70°	2.0以下	0.45	0.70	0.75	0.30	0.40
		2.0~3.0	0.60	0.70	0.85	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.80	0.70	1.05	0.30	0.50
	(1 : 0.5) 65°	2.0以下	0.45	0.70	0.70	0.30	0.40
		2.0~3.0	0.60	0.70	0.80	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.80	0.70	0.95	0.30	0.50
		4.0~5.0	1.00	0.70	1.20	0.30	0.60

6 消防水利等に関する技術基準

- ① 開発区域内に設ける消防水利施設の計画に当たっては、担当課と協議して定め、消防法(昭和23年法律第186号)に定める設置基準に適合させること。
- ② 開発により周辺への影響があると認められる場合は、開発区域外においても消防法の規定に適合している消防水利施設を設置するように努めること。

7 水道等給水施設に関する技術基準

水道等給水施設の計画に当たっては、担当課と協議し定めること。

8 その他の技術基準

① 防犯灯の設置

事業者は、開発区域の防犯及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置に努めなければならない。

② ゴミステーションの設置

事業者は、市と協議し必要があると認められる場合は、ゴミステーションの設置に努めなければならない。

③ し尿処理

事業者は、20区画以上の分譲宅地の開発にあつては、終末処理施設を設けるよう

に努めなければならない。ただし、開発区域に公共下水道がある場合や市の将来計画において公共下水道の建設計画のある区域については、この限りではない。その他の分譲宅地開発にあつては、小型合併処理浄化槽の設置に努めなければならない。

④ 他法令における開発許可を必要とするような開発行為の技術基準

他法令において開発許可を必要とするような開発行為で、面積要件等で他法令の開発許可の対象とならない一定規模未満の開発行為の技術基準については、当該法令の技術基準を準用する。(森林法など)

様式第1号(第4条関係)

開 発 事 業 届 出 書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名



下記の開発事業を行いたいので、岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第4条第1項の規定により届出します。

記

- 1 開 発 事 業 の 概 要
- 2 開 発 事 業 の 区 域
- 3 開 発 事 業 の 規 模 (面 積)
- 4 予 定 建 築 物 等 の 用 途
- 5 用 地 選 定 の 理 由
- 6 事 業 の 計 画 の 日 程

様式第2号(第4条関係)

開 発 事 業 協 議 書

1 土地利用調

事業区域用地の内訳			着工予定月日 完了予定月日	工事施行者の 住所・氏名
地番	地目	地権者		

2 事業計画

- (1) 事業の目的

- (2) 事業の内容

- (3) 生産の計画

3 施設等の計画

- (1) 道 路

- (2) 排 水

- (3) 用 水

- (4) 防 災

(5) 公害防止

(6) し尿処理

(7) ごみ処理

(8) 上水道

(9) その他

(ア) 自然保護との関連

(イ) 景観保護との関連

(ウ) 文化財保護との関連

(エ) 公共公益施設との関連

(オ) その他

4 添付書類

岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則別表第2の関係書類

様式第3号(第5条関係)

開 発 事 業 変 更 届 出 書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名



下記のとおり開発事業の変更を行いたいので、岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第5条第1項の規定により届出します。

記

1 開発事業届出受理年月日・番号 年 月 日 第 号

2 開発事業変更の概要

3 開発事業変更の理由

※ 添付書類 開発事業変更協議書

様式第4号(第5条関係)

開 発 事 業 変 更 協 議 書

1 変更後の土地利用調

事業区域用地変更の内訳			着工予定月日	工事施行者の 住所・氏名
地番	地目	地権者	完了予定月日	

2 変更後の事業計画

- (1) 事業変更の目的

- (2) 事業変更の内容

- (3) 生産計画の変更

3 変更後の施設等の計画

- (1) 道 路

- (2) 排 水

- (3) 用 水

- (4) 防 災

(5) 公害防止

(6) し尿処理

(7) ごみ処理

(8) 上水道

(9) その他

(ア) 自然保護との関連

(イ) 景観保護との関連

(ウ) 文化財保護との関連

(エ) 公共公益施設との関連

(オ) その他

4 添付書類

岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則別表第2の関係書類(変更に係るもの)

様式第5号(第6条関係)

開 発 事 業 届 出 受 理 書

様

第 号

年 月 日付で届出(協議)のあった開発事業については、岡山市都市計
画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届出
受理したので通知する。

年 月 日

岡山市長



記

- 1 開発事業区域
- 2 開発事業内容
- 3 開発事業規模

様式第6号(第6条関係)

開 発 事 業 変 更 届 出 受 理 書

様

第 号

年 月 日付け、第 号で届出受理の開発事業については、岡山市
都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり
変更届出受理したので通知する。

年 月 日

岡山市長



記

- 1 開発事業区域
- 2 開発事業内容
- 3 開発事業規模

様式第7号(第7条関係)

工事(着手・完了・時期変更・中止・再開)届

年 月 日

岡山市長 様

届出者住所

氏名

㊦

岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第7条の規定により、工事の(着手・完了・時期変更・中止・再開)について、下記のとおり届出します。

記

1 開発届出受理年月日・番号 年 月 日 第 号

2 開発事業の区域及び規模

3 工事(着手・完了・時期
変更・中止・再開)年月日 年 月 日

4 時期変更・中止・再開理由

5 工事施行者住所
氏名
連絡場所

電話

6 現場管理者住所
氏名
連絡場所

電話

※ 事業完了届の場合は、工事完成届(様式第8号)を添付のこと

様式第9号(第7条関係)

工 事 施 行 者 変 更 届

年 月 日

岡山市長 様

届出者住所

氏名



岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第7条の規定により、工事施行者の変更について、下記のとおり届出します。

記

1 開発届出受理年月日・番号 年 月 日 第 号

2 工事施行者の変更

新	住 所 氏 名 電 話	
旧	住 所 氏 名 電 話	

3 工事施行者変更年月日 年 月 日

4 工事施行者変更理由

様式第10号(第7条関係)

工 事 廃 止 届

年 月 日

岡山市長 様

届出者住所
氏名



岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例施行規則第7条の規定により、開発事業に関する工事の廃止をしたいので届出します。

記

- 1 開発届出受理年月日・番号 年 月 日 第 号

- 2 工事廃止予定年月日 年 月 日

- 3 工事 廃 止 の 内 容

- 4 工 事 廃 止 の 理 由

- 5 廃止時の土地の状況と
今後の措置

様式第11号(第11条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職氏名
上記の者は、岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例(平成17年市条例第86号)第10条の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日交付
岡山市長 

(裏)

岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例抜すい
(報告及び立入調査)
第10条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者又は工事施行者に対し報告又は資料の提出を求め、職員を工事の場所又は事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、当該土地にある物件又は工事の実施の状況を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第12号(別表第2関係)

資 金 計 画 書

(単位：千円)

科 目		年 度	年 度	年 度
取 入	自 己 資 金 借 入 金 処 分 取 入 土地処分取入 その他()			
	計			
	用 地 費 工 事 費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 給水施設工事費 附 帯 工 事 費 その他()			
	計			

様式第13号(別表第2関係)

開 発 同 意 書

開発事業者住所

氏名

様

同意者住所

氏名



電話

あなたが行う下記の開発行為及び工事施行について同意します。

記

開発事業の内容				
開発事業の目的				
開発行為の場所				
開発区域の面積 (規模)	土 地	m ²	建 物 (戸数)	m ² 戸又は区画

様式第1号(第4条関係)
様式第2号(第4条関係)
様式第3号(第5条関係)
様式第4号(第5条関係)
様式第5号(第6条関係)
様式第6号(第6条関係)
様式第7号(第7条関係)
様式第8号(第7条関係)
様式第9号(第7条関係)
様式第10号(第7条関係)
様式第11号(第10条関係)
様式第12号(別表第2関係)
様式第13号(別表第2関係)